

札幌市税条例等の一部を改正する条例案

平成 27 年（2015 年）9 月 17 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市税条例等の一部を改正する条例

（札幌市税条例の一部改正）

第 1 条 札幌市税条例（昭和 25 年条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

(1) 第 9 条第 4 項各号列記以外の部分中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項第 1 号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

(2) 第 10 条及び第 11 条を次のように改める。

（徴収猶予に係る徴収金の分割納付等）

第 10 条 市長は、法第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）をする場合には、当該徴収の猶予に係る徴収金の納付又は納入について、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予をする期間内の各月において、当該徴収の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。この場合においては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限における納付金額又は納入金額を定めるものとする。

2 前項の規定は、市長が法第 15 条第 4 項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次条第 4 項において「徴収の猶予期間の延長」という。）

をする場合について準用する。

(徴収猶予の申請手続等)

第11条 徴収の猶予(法第15条第1項の規定によるものに限る。)の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき当該猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額

(4) 当該猶予を受けようとする期間

(5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限における納付金額又は納入金額を含む。)

(6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

(3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第6条の10の規定により提出すべき書類その

他担保の提供に関し必要となる書類

3 徴収の猶予（法第15条第2項の規定によるものに限る。）の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、前項第2号から第4号までに掲げる書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 当該猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4 徴収の猶予期間の延長を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第2項第2号から第4号までに掲げる書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間

(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

5 第2項又は前項の規定により添付すべき書類（第2項第4号に掲げる書類を除く。）については、これらの規定にかかわらず、法第15条の2第4項に規定する災害等による徴収の猶予又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長をする場合において、当該災害等による徴収の猶予又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長を受けようとする者が当該添付すべき書類を提出することが困難であると市長が認めるときは、添付することを要しない。

6 法第15条の2第6項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、同条第7項の規定による通知を受けた日から20日以内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなければならない。

(3) 第11条の次に次の3条を加える。

（職権による換価の猶予の手続等）

第11条の2 第10条の規定は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予（以下この条及び第11条の4において「職権による換価の猶予」という。）について準用する。この場合において、第10条第1項中「する金額」とあるのは「する金額（その納付又は納入を困難とする金額として令第6条の9の3第1項第1号に掲げる額から同項第2号に掲げる額を控除した残額を限度とする。）」と、「ことができる」とあるのは「ものとする」と読み替えるものとする。

2 市長は、職権による換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、滞納者に対し、前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類の提出を求めることができる。

3 前項の規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による職権による換価の猶予をした期間の延長について準用する。

（申請による換価の猶予の申請手続等）

第11条の3 第10条の規定は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予（以下この条及び次条において「申請による換価の猶予」という。）について準用する。この場合において、第10条第1項中「する金額」とあるのは「する金額（その納付又は納入を困難とする金額として令第6条の9の3第1項第1号に掲げる額から同項第2号に掲げる額を控除した残額を限度とする。）」と、「ことができる」とあるのは「ものとする」と読み替えるものとする。

2 申請による換価の猶予の申請をしようとする者は、当該申請に係る徴収金の納期限から6月以内に次に掲げる事項を記載した申請書に、第11条第2項第2号から第4号までに掲げる書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 当該猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第11条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限における納付金額又は納入金額

3 法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項の規定により申請による換価の猶予をした期間の延長を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第11条第2項第2号から第4号までに掲げる書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 第11条第1項第6号に掲げる事項

(2) 第11条第4項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 前項第3号に掲げる事項

4 第11条第6項の規定は、申請による換価の猶予について準用する。

(担保の徴取)

第11条の4 市長は、徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを徴さなければならない。ただし、その猶予に係る金額が100万円以下である場合、その猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

(4) 第18条第2項中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改め、同条第3項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

(5) 第21条第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

(6) 第28条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

(7) 第28条の7第2項各号列記以外の部分中「100分の10」を「100分の20」に改め、同項第2号中「課税山林所得金額（以下この項）」を「課税山林所得金額（次号）」に、「同条第2項」を「同項」に、「課税退職所得金額（以下この項）」を「課税退職所得金額（同号）」に改める。

(8) 第30条第8項中「寮等の所在」の次に「、法人番号」を加える。

(9) 第30条の2の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の

5第5項」に改める。

- (10)第35条第2項第1号、第47条第1項第1号、第56条第2項第1号、第59条の2第1項第1号及び第59条の2の2第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。
- (11)第59条の3第1項中「第10号の9」を「第10号の10」に改める。
- (12)第60条第1項第1号並びに第60条の2第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。
- (13)第75条第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。
- (14)第75条の2第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改める。
- (15)第99条の6第1項第1号、第108条の3第1項第1号、第115条第1号及び第118条第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。
- (16)第126条の4第1項中「事業所等の名称及び所在並びに代表者又は管理人の氏名その他必要な」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。
- (1) 住所又は所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称）
 - (2) 事業所等の名称及び所在地
 - (3) 前2号に掲げるものを除くほか、市長において必要と認める事項
- (17)第126条の4第2項中「当該事業所用家屋の床面積及び借主又は賃借人の名称又は氏名その他必要な」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 住所又は所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称）
 - (2) 当該事業所用家屋の床面積及び使用者又は賃借人の氏名又は名称
 - (3) 前2号に掲げるものを除くほか、市長において必要と認める事項
- (18) 附則第4条の6第1項第2号ウ中「(同法第10条の2の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第10条の2の2」を削り、「第10条の5の5」を「第10条の5の4」に改める。
- (19) 附則第4条の6の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改め、同条第4項中「平成29年」を「平成31年」に改める。
- (20) 附則第4条の8の次に次の3条を加える。

(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第4条の9 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第28条の7第1項及び第2項の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第30条第3項の規定による申告書の提出（第30条の2第1項の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、第28条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体等に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体等に対する寄附金を受領する都道府県、市町村又は特別区（以下この条及び次条において「地方団体等」という。）の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第9項に規定する申告特

例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行つた地方団体等の長に対し、法施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他法施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 市長は、申告特例の求めを受けた場合には、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長又は特別区長に対し、法施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 申告特例の求めを行つた者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、市長は、当該申告特例の求めを行つた者に係る前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた場合において、当該申告特例の求めを行つた者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

第4条の10 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体等に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）においては、申告特例控除額を当該納税義務者の第28条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の申告特例控除額は、第28条の7第2項に規定する特例控除額に、次の表の左欄に掲げる第28条の4第2項に規定する課税総所得金額から第28条の6第1号アに掲げる金額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

195万円以下の金額	85分の5
195万円を超え330万円以下の金額	80分の10
330万円を超え695万円以下の金額	70分の20

695万円を超え900万円以下の金額	67分の23
900万円を超える金額	57分の33

第4条の11 平成28年度から平成50年度までの各年度分の個人の市民税についての前条の規定の適用については、同条第2項の表中「85分の5」とあるのは「84.895分の5.105」と、「80分の10」とあるのは「79.79分の10.21」と、「70分の20」とあるのは「69.58分の20.42」と、「67分の23」とあるのは「66.517分の23.483」と、「57分の33」とあるのは「56.307分の33.693」とする。

(21)附則第5条の4第3項第1号、第5条の5第3項第1号、第5条の6第2項第1号、第4項第1号及び第6項第1号、第5条の7第2項第1号、第5項第1号及び第8項第1号、第5条の7の2第2項第1号並びに第5条の8第2項第1号、第4項第1号、第6項第1号及び第8項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

(22)附則第10条の2第7項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第8項とし、同条に次の1項を加える。

9 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

(23)附則第10条の2第6項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法附則第15条第18項に規定する条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する条例で定める割合は2分の1）とする。

(24)附則第14条の2の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の税率の特例）

第14条の3 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合の軽自動車税に係る第71条の適用については、平成28年度分の軽自動車税に限り、同条第2号アの規定中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3,900円	1,000円
6,900円	1,800円
10,800円	2,700円
3,800円	1,000円
5,000円	1,300円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合の軽自動車税に係る第71条の適用については、平成28年度分の軽自動車税に限り、同条第2号アの規定中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3,900円	2,000円
6,900円	3,500円
10,800円	5,400円
3,800円	1,900円
5,000円	2,500円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合の軽自動車税に係る第71条の適用については、平成28

年度分の軽自動車税に限り、同条第2号アの規定中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3,900円	3,000円
6,900円	5,200円
10,800円	8,100円
3,800円	2,900円
5,000円	3,800円

(25)附則第15条を次のように改める。

第15条 削除

(札幌市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 札幌市税条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第31号)の一部を次のように改正する。

(1) 附則第14条の2の次に1条を加える改正規定を次のように改める。

附則第14条の3第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第71条の規定の適用については、当分の間、同条第2号アの規定中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3, 9 0 0 円	4, 6 0 0 円
6, 9 0 0 円	8, 2 0 0 円
1 0, 8 0 0 円	1 2, 9 0 0 円
3, 8 0 0 円	4, 5 0 0 円
5, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円

(2) 附則第7条の表中「附則第14条の3」を「附則第14条の3第1項」に、「札幌市税条例の一部を改正する条例」を「札幌市税条例等の一部を改正する条例」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中札幌市税条例第9条第4項第1号及び第21条第1項第1号の改正規定、同条例第28条第2項にただし書を加える改正規定、同条例第30条第8項、第30条の2の3第4項、第35条第2項第1号、第47条第1項第1号、第56条第2項第1号、第59条の2第1項第1号、第59条の2の2第1項第1号、第60条第1項第1号、第60条の2第1項第1号及び第2項第1号、第75条第2項第1号、第75条の2第2項第1号、第99条の6第1項第1号、第108条の3第1項第1号、第115条第1号、第118条第1項第1号並びに第126条の4第1項の改正規定、同項に各号を加える改正規定、同条第2項の改正規定、同項に各号を加える改正規定並びに同条例附則第5条の4第3項第1号、第5条の5第3項第1号、第5条の6第2項第1号、第4項第1号及び第6項第1号、第5条の7第2項第1号、第5項第1号及び第8項第1号、第5条の7の2第2項第1号、第5条の8第2項第1号、第4項第1号、第6項第1号及び第8項第1号の改正規定並びに次条、附則第4条第2項、第4項及び第8項、第5条第2項、第6条第1項並びに第8条から第11条までの規定 平成28年1月1日

(2) 第1条中札幌市税条例第10条及び第11条の改正規定、第11条の次に3条を加える改正規定並びに第18条第2項及び第3項の改正規定並び

に同条例附則第15条の改正規定並びに附則第3条、第4条第7項及び第7条の規定 平成28年4月1日

(3) 第1条中札幌市税条例附則第4条の6第1項第2号の改正規定 平成29年1月1日

(賦課徴収に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の札幌市税条例（以下「新条例」という。）第9条第4項第1号の規定は、平成28年1月1日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した第1条の規定による改正前の札幌市税条例（以下「旧条例」という。）第9条第4項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

第3条 新条例第10条、第11条及び第11条の4（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に申請される新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第11条の2及び第11条の4（新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第11条の3及び第11条の4（新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する

部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第28条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第28条の7第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第21条第1項第1号及び第35条第2項第1号の規定は、平成28年1月1日以後に提出する新条例第21条第1項に規定する申告書若しくは申請書又は新条例第35条第2項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第21条第1項に規定する申告書若しくは申請書又は旧条例第35条第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第4条の9の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成27年4月1日以後に支出する新条例附則第4条の9第1項に規定する地方団体等に対する寄附金について適用する。
- 6 新条例附則第4条の10の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 7 新条例第18条第2項の規定は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 8 新条例第30条第8項の規定は、平成28年1月1日以後に提出する同項に規定する届出書について適用し、同日前に提出した旧条例第30条第8項に規定する届出書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第47条第1項第1号、第56条第2項第1号、第59条の2第1

項第1号、第59条の2の2第1項第1号、第60条第1項第1号並びに第60条の2第1項第1号及び第2項第1号並びに附則第5条の4第3項第1号、第5条の5第3項第1号、第5条の6第2項第1号、第4項第1号及び第6項第1号、第5条の7第2項第1号、第5項第1号及び第8項第1号、第5条の7の2第2項第1号並びに第5条の8第2項第1号、第4項第1号、第6項第1号及び第8項第1号の規定は、平成28年1月1日以後に提出する新条例第47条第1項に規定する申告書若しくは申請書、新条例第56条第2項に規定する申請書、新条例第60条第1項及び第60条の2第1項に規定する申出書又は新条例第59条の2第1項、第59条の2の2第1項及び第60条の2第2項並びに附則第5条の4第3項、第5条の5第3項、第5条の6第2項、第4項及び第6項、第5条の7第2項、第5項及び第8項、第5条の7の2第2項並びに第5条の8第2項、第4項、第6項及び第8項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第47条第1項に規定する申告書若しくは申請書、旧条例第56条第2項に規定する申請書、旧条例第60条第1項及び第60条の2第1項に規定する申出書又は旧条例第59条の2第1項、第59条の2の2第1項及び第60条の2第2項並びに附則第5条の4第3項、第5条の5第3項、第5条の6第2項、第4項及び第6項、第5条の7第2項、第5項及び第8項、第5条の7の2第2項並びに第5条の8第2項、第4項、第6項及び第8項に規定する申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第6条 新条例第75条第2項第1号及び第75条の2第2項第1号の規定は、平成28年1月1日以後に提出する新条例第75条第2項及び第75条の2第2項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第75条第2項及び第75条の2第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

2. 新条例附則第14条の3の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

第7条 別段の定めがあるものを除き、平成28年4月1日前に課した、又は

課すべきであった旧条例附則第15条に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ三級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第81条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第84条及び第85条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第84条第1項	法施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）による改正前の法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の法施行規則」という。）第48号の5様式
第84条第2項	法施行規則第34号の2の2様式	平成27年改正前の法施行規則第48号の6様式

第 8 4 条第 3 項	法施行規則第 3 4 号の 2 の 6 様式	平成 2 7 年改正前の法 施行規則第 4 8 号の 9 様式
第 8 5 条第 2 項	法施行規則第 3 4 号の 2 様式又は第 3 4 号の 2 の 2 様式	平成 2 7 年改正前の法 施行規則第 4 8 号の 5 様式又は第 4 8 号の 6 様式

- 4 平成 2 8 年 4 月 1 日前に地方税法第 4 6 5 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第 4 6 9 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第 7 8 条第 1 項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 9 号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第 5 2 条第 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1, 0 0 0 本につき 4 3 0 円とする。
- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、改正法附則第 2 0 条第 4 項に規定する申告書を平成 2 8 年 5 月 2 日までに市長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成 2 8 年 9 月 3 0 日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「法施行規則」という。）第 3 4 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付

しなければならない。

- 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第12条、第85条第2項及び第85条の2の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条	第84条第1項又は第2項	札幌市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）附則第7条第6項
第12条第1項第2号	第84条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第7条第5項
第12条第1項第3号	第33条の5の申告書（法第321条の8第22項の申告書を除く。）、第84条第1項若しくは第2項の申告書、第108条の9第1項の申告書又は第125条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第7条第6項の納期限
第85条第2項	法施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	改正法附則第20条第4項の規定
第85条の2第1項	第84条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第7条第5項
	当該各項	同項

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の

区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ三級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第86条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ三級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第84条の規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ三級品の品目ごとの本数についての明細を記載した法施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項 において準用する同条 第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項	第9項
	から前項まで	、第5項及び前項
第7項の表第12条の 項	附則第7条第6項	附則第7条第10項に おいて準用する同条第 6項
第7項の表第12条第 1項第2号の項	附則第7条第5項	附則第7条第10項に おいて準用する同条第 5項
第7項の表第12条第 1項第3号の項	附則第7条第6項	附則第7条第10項に おいて準用する同条第 6項
第7項の表第85条第 2項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項 において準用する同条 第4項
第7項の表第85条の 2第1項の項	附則第7条第5項	附則第7条第10項に おいて準用する同条第 5項
第8項	第4項	第9項

11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造

たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項 において準用する同条 第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項	第11項
	から前項まで	、第5項及び前項
第7項の表第12条の項	附則第7条第6項	附則第7条第12項に おいて準用する同条第 6項
第7項の表第12条第1項第2号の項	附則第7条第5項	附則第7条第12項に おいて準用する同条第 5項

第7項の表第12条第1項第3号の項	附則第7条第6項	附則第7条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第85条第2項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第85条の2第1項の項	附則第7条第5項	附則第7条第12項において準用する同条第5項
第8項	第4項	第11項

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項 において準用する同条 第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項	第13項
	から前項まで	、第5項及び前項
第7項の表第12条の 項	附則第7条第6項	附則第7条第14項に おいて準用する同条第 6項
第7項の表第12条第 1項第2号の項	附則第7条第5項	附則第7条第14項に おいて準用する同条第 5項
第7項の表第12条第 1項第3号の項	附則第7条第6項	附則第7条第14項に おいて準用する同条第 6項
第7項の表第85条第 2項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項 において準用する同条 第4項
第7項の表第85条の 2第1項の項	附則第7条第5項	附則第7条第14項に おいて準用する同条第 5項
第8項	第4項	第13項

(鉱産税に関する経過措置)

第8条 新条例第99条の6第1項第1号の規定は、平成28年1月1日以後に提出する同項に規定する申告書又は申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第99条の6第1項に規定する申告書又は申請書については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第9条 新条例第108条の3第1項第1号の規定は、平成28年1月1日以後に提出する同項に規定する申告書又は申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第108条の3第1項に規定する申告書又は申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第10条 新条例第115条第1号の規定は、平成28年1月1日以後に行われる同条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第115条の規定による申告については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

第11条 新条例第118条第1項第1号及び第126条の4の規定は、平成28年1月1日以後に提出する新条例第118条第1項に規定する申告書若しくは申請書又は新条例第126条の4に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第118条第1項に規定する申告書若しくは申請書又は旧条例第126条の4に規定する申告書については、なお従前の例による。

(理 由)

地方税法等の一部改正に伴い、納税環境の整備として猶予制度の見直しを行うとともに、個人市民税、固定資産税及び都市計画税、軽自動車税並びに市たばこ税について所要の改正を行うほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定による社会保障・税番号制度の導入に伴い、申告書等の記載事項について所要の改正を行うため、本案を提出する。